

神戸市公立大学法人職員給与規則

2023年4月1日

規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人職員就業規則（2023年4月規則第28号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規則は、就業規則第2条に規定する職員（同条第1項第1号から第3号に掲げる職員を含む。）に適用する。

(給料)

第4条 給料は、正規の労働時間による労働に対する報酬であって、各職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件を考慮したものではない。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 大学教育職給料表（別表第1）
- (2) 高等専門学校教育職給料表（別表第2）
- (3) 一般職給料表（別表第3）

2 神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号。）第3条第2項で規定する短時間勤務職員（定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員を除く。）の給料月額は、当該職員に適用される給料表の職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を同規則第3条第1項で規定する一般の職員の労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支払)

第6条 この規則に基づく給料は、その全額を通貨で直接職員に払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給料を支給する際、給料から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 法第24条第1項ただし書の協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があったときは、その者に対する給料の

全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、その月の20日とする。ただし、支給日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、日曜日又は土曜日にあたるときは、順次繰り上げるものとする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。ただし、理事長が別に定めるものについては、前条第1項に規定する期間の末日まで給料を支給することができる。

3 前2項の規定（前項ただし書に係る部分を除く。）により給料を支給する場合であって、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号。以下「労働時間規則」という。）第9条第1項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(初任給)

第9条 新たに職員となった者の給料は、理事長が別に定める初任給基準に従い決定する。

(昇給等の基準)

第10条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

2 前項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

3 職員の昇給は、理事長が定める日（以下「昇給日」という。）に、理事長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させるときの昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 60歳以上の職員（大学の教員に限る。）、58歳以上の職員（高等専門学校教員に限る。）又は55歳以上の職員（大学の教員と高等専門学校教員とを除いた職員に限る。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適

用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 9 神戸市公立大学法人職員定年規則（2025年4月規則第4号。以下「定年規則」という。）第9条の規定により採用された職員（以下、「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号）第3条第1項で規定する一般の職員の労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 10 定年規則第10条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員又は定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。
- 11 定年規則附則第5項の規定により採用された職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の給料月額は、当該職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、短時間勤務となる暫定再雇用職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号）第3条第1項で規定する一般の職員の労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については、6,500円、同項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき14,500円とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、同項の額に、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（配偶者が前号に該当する場合を除く。）

(4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（配偶者が第1号に該当する場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事

実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第13条 職員に対して地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当（理事長が定める額を除く。）及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域手当の月額は、年齢に伴う生計費等を配慮して特別の調整を行う必要があると認めるときは、前項の額に理事長が別に定める額を加算した額とすることができる。
- 4 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 5 地域手当について必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料調整手当）

第14条 給料調整手当は、大学に勤務する教員の業務内容等に応じ給料を調整する手当として、業務量手当及び大学院手当を支給する。

- 2 業務量手当は、教員の授業・研究活動・その他業務にかかる業務量に応じて支給する。業務量は、1年間毎週授業を1時限行う場合の業務量を基本単位（以下「ユニット」という。）として計測し、ユニット数が一定の量（以下「標準ユニット数」という。）を超える場合には、超えたユニット数に単価を乗じた金額を支給する。ただし、標準ユニット数に満たない場合には、満たないユニット数に単価を乗じた金額を給料から減額する。

(1) ユニット単価の月額は、教授19,000円、准教授・講師18,000円、助教17,000円とする。

(2) その他業務量の測定、標準ユニット数及び支給方法等については、理事長が別に定める。

- 3 大学院手当は、大学院研究科の授業の実施及び指導学生の有無に応じて次のとおり支給する。

(1) 博士課程において授業を実施し、かつ指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授26,000円、准教授・講師19,000円、助教14,000円とする。

(2) 博士課程において授業を実施せず、指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授16,000円、准教授・講師11,000円、助教9,000円とする。

(3) 博士課程において授業を実施し、指導学生がない場合の大学院手当の月額は、教授10,000円、准教授・講師8,000円、助教5,000円とする。

(4) 修士課程において授業を実施する場合の大学院手当の月額、指導学生の有無にかかわらず、教授10,000円、准教授・講師8,000円、助教5,000円とする。

(5) その他支給方法等については、理事長が別に定める。

4 給料調整手当は、その月分を翌月20日に支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、職員でその住居に係る費用を負担していると認められる者に支給する。

2 住居手当の支給区分及びその月額は、世帯主又はこれに準ずる者のうち神戸市内に居住する者については4,000円（借家又は借間を住居としている者であつて、第6項に規定するもののうち神戸市内に居住する者については19,000円、神戸市外に居住する者については15,000円）を超えない範囲内において、理事長が定める。

3 前項に規定するこれに準ずる者とは、世帯主以外の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) その居住する住居を借り受け、又は所有する者

(2) 主としてその収入によって当該世帯の生計を支えていると認められる者

4 前3項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、住居手当を支給しない。

(1) 同一世帯において、住居手当の支給を受けている職員がいる場合

(2) 同一世帯において、理事長が定める者で住居手当に相当する手当の支給を受けている者がいる場合

(3) 職員の居住する住居が神戸市の宿舎である場合

5 住居手当は、同一世帯の構成員が職員の居住する住居に係る費用の負担をその雇用者から受けている場合には支給しないことができる。

6 第2項に規定するものとは、次の第1号から第4号の要件を満たすものとする。

(1) 住居を借り受けている者が職員又は職員の扶養親族であること。

(2) 借り受けている住居が次のアからエに該当しないこと。

ア 神戸市の宿舎

イ 扶養親族が所有する住居

ウ 扶養親族でない配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住居

エ 職員又は扶養親族以外の者が借り受け、居住している住居

(3) 借り受けている住居が自ら居住するための住居であること。

(4) 家賃を支払っていること。ただし、敷金、礼金、光熱水費、共益費等は家賃に含まない。

- 7 新たに職員となった者又は職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合若しくは住居、住居表示又は同居者の変更等があったときは、その居住の実状をすみやかに理事長に届け出なければならない
- 8 職員は、住居、住居表示又は支給区分の変更により第1項の職員でなくなったときは、理事長に届け出なければならない。
- 9 住居手当の支給は、新たに職員となった者が第1項の職員たる要件を具備するときはその者が職員となった日、職員が新たに同項の職員たる要件を具備するに至ったときはその日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が退職し、又は死亡したときはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至ったときはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。
- 10 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに住居手当にかかる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、理事長が特別の定めをするものを除くほか次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自

動車等を使用する距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員及び使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,400円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては31,600円とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると理事長が認めるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、前項に規定する額の2倍に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額とする。
- 5 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項本文の規定及び前2項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 勤務地を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と同居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から、当該異

動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して、理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められないときは、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 職員が通常の業務の他に、外国語学部長、学生支援部長、教務部長、外国学研究所長、教職支援センター長、キャリアサポートセンター長、地域連携推進センター長、国際交流センター長、神戸グローバル教育センター長、大学図書館長及び役員付執行スタッフの職を兼ねるとき、又は心身に著しい負担を与えると認められる職務に従事したときに、特殊勤務手当を支給することができる。ただし、理事等役員には、特殊勤務手当を支給しない。

- 2 特殊勤務手当は次に掲げる額とする。ただし、第12号から第16号は高等専門学校
の教員にのみ適用する。

(1) 外国語学部長	月額70,000円
(2) 学生支援部長	月額70,000円
(3) 教務部長	月額70,000円
(4) 外国学研究所長	月額70,000円
(5) 大学図書館長	月額30,000円
(6) 教職支援センター長	月額30,000円
(7) キャリアサポートセンター長	月額30,000円
(8) 地域連携推進センター長	月額30,000円
(9) 国際交流センター長	月額30,000円
(10) 神戸グローバル教育センター長	月額30,000円
(11) 役員付執行スタッフ	月額10,000円
(12) 学校が計画又は実施する行事において 泊を伴う学生の引率指導	1回5,100円

- (13) 学校が指定する対外運動競技等において学生等を引率して行う指導の職務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 1回5,100円以内
- (14) 学校の管理下で行われる部活動指導における学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの 1回3,900円以内
- (15) 入学試験における受験者の監督、採点又は合否判定の職務 1回900円
- (16) 宿日直業務 1回4,400円以内
- (17) 防災指令に基づき勤務公署内での待機を命ぜられたもの（待機時間中に災害活動に従事した時間は除く）
- ア1時間以上3時間未満 3,000円
- イ3時間以上5時間未満 4,600円
- ウ5時間以上7時間未満 6,250円
- エ7時間以上 7,000円

3 特殊勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

4 その他支給方法等については、理事長が別に定める。

（管理職手当）

第19条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が指定するものについて、その職務の特殊性に基き、その職にある者に対し、管理職手当を支給することができる。ただし、理事等役員には、管理職手当を支給しない。

2 管理職手当の支給を受けることとなる職及びその職にある職員に対する月額に掲げる額以内とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 高等専門学校長 | 107,000円 |
| (2) 大学事務局次長 | 107,000円 |
| (3) 事務室長 | 107,000円 |
| (4) 課長及び担当課長 | 89,000円 |
| (5) 教務主事及び学生主事 | 55,000円 |

3 管理職手当は、その月分を当月20日に支給する。

4 その他管理職手当の支給方法については、理事長が別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 前条の規定に基づく理事長が指定する職にある職員で、管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して、理事長が定めるものが臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日に理事長が定める労働をしたとき

は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつては、その額に100分の150の範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。
- 3 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第20条の2 定年前再雇用短時間勤務職員、再雇用職員及び暫定再雇用職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員等」という。）については、第10条第1項から8項まで、第11条、第12条、第13条第3項及び第15条の規定は適用しない。

(給与の減額)

第21条 職員が労働しないときは、労働時間規則第9条に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇（労働時間規則第27条に規定する特別休暇（育児部分休暇に限る。）を除く。）による場合その他その労働しないことにつき特に承認（神戸市公立大学法人育児休業等に関する規則（2023年4月規則第39号。以下「育児休業等規則」という。）第20条第1項に規定する育児短時間勤務、同規則第25条に規定する育児部分休業の承認及び労働時間規則第13条第1項に規定する介護時間の承認を除く。）（以下本条中「特別承認」という。）があつた場合を除くほか、その労働しない時間1時間につき、第25条に規定する労働1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の特別承認は、次の各号に定める基準によって理事長が労働しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。

- (1) 神戸市公立大学法人職員職務専念義務の免除に関する規則（2023年4月規則第38号。以下本号中「職免規則」という。）第2条各号（同規則第2条第3号の規定に基づく場合にあつては理事長が別に定めるものに限る。）の規定に基づきその義務を免除されたとき。

そのつど必要と認める時間又は日（ただし、職免規則第2条第4号③にあつては、1週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日）

- (2) 職員と生計を一にする親族の葬祭、分娩又は職員の親族の風水震災等による災害、その他の私事故障により勤務しないとき。

そのつど必要と認める時間又は日（当該年度内を通じて10日間を限度とする。）

- 3 減額すべき給与額は、給料、地域手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期以降の計算期間において支給する当該給与から減ずるものとする。

4 前項の場合において、退職、休職等の事由により減額すべき給与額が次期以降の計算期間において支給する当該給与から減額することができないときは、その他の未支給の給与から減ずるものとする。

5 職員が、承認がなくて労働しなかった時間数、育児短時間勤務、介護部分休業の承認を受けて労働しなかった時間数及び介護休業の承認を受けて労働しなかった時間数は、その計算期間ごとに通算する。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の労働時間外に労働することを命ぜられた職員には、正規の労働時間外に労働した全時間に対して、労働1時間につき、第25条に規定する労働1時間当たりの給与額に正規の労働時間外にした次の各号に掲げる労働の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その労働が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日（次条第2項の規定により正規の労働時間中に労働した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における労働 100分の125

(2) 前号に掲げる労働以外の労働 100分の135

2 正規の労働時間外に労働することを命ぜられ、正規の労働時間外にした労働の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて労働した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、労働1時間につき、第25条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の150（その労働が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 時間外勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

4 時間外勤務手当の支給の基礎となる労働時間数は、当該月分をそれぞれ支給率の異なる部分ごとに通算し、それぞれ1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(休日勤務手当)

第23条 職員には、正規の労働時間が割り振られた日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の労働時間中に労働することを命ぜられた職員には、正規の労働時間中に労働した全時間に対して、労働1時間につき第25条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、当該休日が労働時間規則第11条の規定に基づき他の日に振り替えられた職員には、当該休日については、休日勤務手当は支給しない。

3 休日勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第24条 前2条の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(労働1時間あたりの給与額)

第25条 労働1時間あたりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間の労働時間に52を乗じたものから職員の休日（各年度の4月1日から翌年3月31日までにおける国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日のうち、週休日と重なる日を除く日数の合計）に7.75を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日又は12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、6月1日に在職する職員（当該基準日前1か月以内に退職し、又は死亡をした職員を含む。以下この項において同じ。）に支給する場合においては理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再雇用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。

4 第2項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした職員にあっては、退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした日現在）における職員の給料、扶養手当及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

5 第5条第3号に規定する一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級以上であるもの及びこれと同等であると考慮しうるものとして、理事長が定めるもの並びに一般職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、これに相当する者として理事長が定めるものの算定基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を超えない範囲内で、職務段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）を加算した額とする。

第27条 前条第1項及び第31条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する理事長が定める期末手当を支給する日（以下これらの日を「支給日」という。）の前日までの間に就業規則第36条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第18条第5号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。
- (2) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかったとき。
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係

る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過したとき。

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合において、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 この規則に定めるほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。
(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職をし、若しくは就業規則第18条第1号の規定により解雇され、又は死亡をした職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再雇用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。

4 第26条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第29条第2項」と、「職員の給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当」とあるのは「職員の給料及びこれに対する地域手当」と、同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第4項に準用する前項」と読み替えるものとする。

5 この規則に定めるほか勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 第27条及び第28条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び第28条において同じ。）から」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第29条第6項において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80（定年前再雇用短時間勤務職員等にあつては、給料及び地域手当のそれぞれの100分の80を上限とする額で理事長が定めるもの）を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80（定年前再雇用短時間勤務職員等にあつては、給料及び地域手当のそれぞれの100分の80を上限とする額で理事長が定めるもの）を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が、就業規則第13条第1項第3号に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従いこれに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は支給しないことができる。
- 6 就業規則第13条第1項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
（育児休業期間中の給与等）

第31条 育児休業等規則第3条第1項に規定する育児休業及び同規則第16条に規定する出生時育児休業をしている期間については、給与等を支給しない。

- 2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるときは、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰したときの昇給については、理事長が別に定める。

（介護休業期間中の給与等）

第32条 介護休業等規則に規定する介護休業をしている期間については、給与等を支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。
（自己啓発等休業期間中の給与等）

第33条 自己啓発等休業規則に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与等を支給しない

- 2 前項に規定するもののほか、自己啓発等休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業期間中の給与等)

第34条 配偶者同行休業規則に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与等を支給しない

- 2 前項に規定するもののほか、配偶者同行休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

(神戸市からの派遣職員の給与)

第35条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、神戸市から派遣された職員の給与については、この規則の規定にかかわらず、神戸市職員の給与に関する条例その他神戸市の関係規定の定めるところにより算定した額を支給する。

(研修期間中の給与)

第36条 神戸市外国語大学特別研修制度規程（2010年6月規程第4号）に規定する特別研修に従事する職員の給与については、同規程の定めるところにより算定した額を支給する。

(施行の細目)

第37条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程（2007年4月規程第13号）は、廃止する。
- 3 2023年3月31日において神戸市職員に対する期末手当などの支給に関する条例（昭和28年6月神戸市条例第23号）の適用を受けている職員で、引き続き神戸市公立大学法人の職員となったものの期末手当等の支給については、当該職員のこの規則の適用を受ける職員としての在職期間に神戸市職員としての在職期間を通算する。

附 則

- 1 心身の故障による休職者の給与を定めた第30条第2項及び第3項については、この条項の施行状況を踏まえ今後再検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、2024年7月1日から施行する。

2 第10条第5項の施行日から2028年3月31日までの間においては、次の各号に該当するものに対する改正後の同条同項の適用については、「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(1) 大学の教員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が65歳未満のもの

(2) 高等専門学校の教員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が63歳未満のもの

(3) 前2号以外の職員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が60歳未満のもの

3 別表第3は、2024年7月1日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、2025年4月1日から施行する。

2 別表第1から第3（ただし、別表第3の5級の欄については、1,100円を減じた額）は、2024年4月1日から適用する。

(2026年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

3 施行日から2026年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者」と、同条第3項中「14,500円」とあるのは「13,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、2025年7月1日から施行し、2025年4月1日から適用する。

(特定日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額)

2 当分の間、次の各号に掲げる職員の給料月額は、当該各号に定める年齢に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 高等専門学校の教員 63歳

(2) 大学の教員、高等専門学校の校長及び高等専門学校の教員以外の職員 60歳

(特定日以後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に関する経過措置)

- 3 前項に関わらず、2032年３月31日までの間に前項が適用される職員（ただし、大学の教員、高等専門学校校長及び高等専門学校の教員以外の職員に限る。）の定年退職日までの給料月額は、前項に規定する給料月額と定年前再雇用短時間勤務職員となった場合の給料月額（ただし、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得る前の額）とを比較して、定年前再雇用短時間勤務職員となった場合の給料月額が高い場合、定年前再雇用短時間勤務職員となった場合の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、2026年４月１日から施行する。
- 2 別表第１から第３は、2025年４月１日から適用する。
- 3 第18条第2項第17号の規程は、2026年１月１日から適用する。

別表第1（第5条関係） 大学教育職給料表（1）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	253,500	302,600	344,600	396,900
	2	255,700	304,900	348,100	399,100
	3	257,900	307,100	351,600	401,300
	4	260,000	309,300	355,100	403,500
	5	262,100	311,100	358,600	405,700
	6	263,400	312,700	360,400	407,900
	7	264,900	314,300	362,200	410,100
	8	266,400	315,800	363,800	412,300
	9	267,900	317,300	365,400	414,500
	10	269,700	318,600	367,100	416,400
	11	271,500	319,900	369,000	418,300
	12	273,300	321,200	370,700	420,200
	13	275,100	322,500	372,100	422,000
	14	277,300	324,200	374,000	424,100
	15	279,400	326,000	375,900	426,200
	16	281,500	327,700	377,800	428,100
	17	283,800	329,400	379,700	430,100
	18	285,900	331,300	381,400	432,300
	19	288,000	333,200	383,000	434,500
	20	290,100	335,100	384,400	436,600
	21	292,100	337,000	385,700	438,800
	22	293,900	339,000	387,200	441,000
	23	295,700	341,000	388,700	443,200
	24	297,500	343,000	390,200	445,300

	25	299,300	345,000	391,700	447,300
	26	300,600	346,800	393,100	449,400
	27	302,000	348,600	394,500	451,500
	28	303,400	350,200	395,900	453,600
	29	304,800	352,000	397,300	455,800
	30	306,200	353,500	398,600	458,200
	31	307,500	355,000	399,900	460,700
	32	308,800	356,500	401,200	463,300
	33	310,100	357,900	402,600	465,800
	34	311,600	359,500	403,900	468,200
	35	313,100	361,000	405,200	470,700
	36	314,600	362,600	406,500	473,000
	37	316,000	364,000	407,700	475,400
	38	317,800	365,300	409,100	478,000
	39	319,600	366,600	410,500	480,500
	40	321,400	367,900	411,900	482,800
	41	323,200	369,200	413,300	485,200
	42	324,800	370,700	414,700	487,700
	43	326,300	372,200	416,300	490,200
	44	327,700	373,700	417,800	492,500
	45	329,100	375,200	419,200	495,000
	46	331,000	376,700	420,500	497,500
	47	332,900	378,200	421,800	500,000
	48	334,600	379,700	423,100	502,500
	49	336,600	381,100	424,400	505,000
	50	337,700	382,500	425,800	507,500
	51	338,800	383,900	427,200	510,000
	52	339,900	385,300	428,600	512,500

53	341, 000	386, 800	429, 900	515, 100
54	341, 900	388, 400	431, 500	517, 500
55	342, 800	389, 900	433, 100	519, 900
56	343, 700	391, 400	434, 800	522, 300
57	344, 600	393, 000	436, 600	524, 700
58	345, 500	394, 600	438, 100	527, 000
59	346, 400	396, 200	439, 800	529, 300
60	347, 300	397, 800	441, 300	531, 600
61	348, 200	399, 300	442, 700	533, 900
62	349, 000	400, 700	444, 100	536, 000
63	349, 800	402, 100	445, 700	538, 100
64	350, 600	403, 400	447, 000	540, 200
65	351, 200	404, 700	448, 100	542, 200
66	351, 900	406, 300	449, 500	544, 100
67	352, 600	407, 900	450, 900	546, 000
68	353, 300	409, 500	452, 100	547, 900
69	354, 100	410, 900	453, 400	549, 600
70	355, 000	412, 200	454, 700	550, 900
71	355, 900	413, 500	456, 100	552, 300
72	356, 800	414, 800	457, 500	553, 700
73	357, 600	416, 000	458, 500	555, 000
74	358, 400	417, 300	459, 900	556, 100
75	359, 200	418, 700	461, 300	557, 200
76	360, 000	419, 900	462, 600	558, 300
77	360, 800	420, 900	463, 600	559, 400
78	361, 500	421, 800	464, 700	560, 400
79	362, 200	422, 700	465, 800	561, 500
80	362, 900	423, 500	467, 000	562, 400

	81	363, 600	424, 400	468, 300	563, 000
	82	364, 300	425, 200	469, 100	563, 900
	83	365, 000	426, 000	470, 000	564, 800
	84	365, 700	426, 900	470, 900	565, 700
	85	366, 400	427, 500	471, 800	566, 500
	86	367, 400	428, 300	472, 500	567, 400
	87	368, 400	429, 100	473, 200	568, 300
	88	369, 400	429, 900	474, 000	569, 200
	89	370, 300	430, 500	474, 800	570, 000
	90	371, 500	431, 200		571, 000
	91	372, 700	432, 000		571, 900
	92	373, 900	432, 800		572, 800
	93	374, 900	433, 400		573, 600
	94	375, 500	434, 100		574, 400
	95	376, 000	434, 900		575, 100
	96	376, 500	435, 500		575, 900
	97	377, 100	436, 200		576, 700
	98				577, 500
	99				578, 300
	100				579, 000
	101				579, 700
	102				580, 400
	103				581, 100
	104				581, 800
	105				582, 400
	106				583, 000
	107				583, 600
	108				584, 200

	109				584,600
	110				585,700
	111				586,800
	112				587,900
	113				589,000
	114				590,200
	115				591,300
	116				592,400
	117				593,400
	118				594,600
	119				595,700
	120				596,800
	121				597,800
再雇 用職 員		288,800	311,100	348,800	423,600

別表第2（第5条関係） 高等専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再雇用	1	225,700	263,800	300,200	362,400	485,900
短時間	2	228,000	265,500	302,500	365,600	488,400
勤務職	3	230,300	267,200	304,800	368,800	490,900
員以外	4	232,600	268,800	306,800	372,000	493,400
の職員	5	234,700	270,400	308,600	375,300	495,900
	6	237,500	272,000	310,100	378,100	498,300
	7	240,300	273,600	311,600	380,900	500,600
	8	243,100	275,200	313,100	383,700	503,000
	9	245,800	276,800	314,600	386,600	505,400
	10	248,700	278,600	316,100	388,700	507,800
	11	251,600	280,400	317,600	390,800	510,200
	12	254,400	282,200	319,200	392,900	512,600
	13	257,200	283,800	320,700	394,800	514,700
	14	258,400	285,700	322,300	396,500	517,200
	15	259,600	287,600	323,800	398,000	519,700
	16	260,800	289,500	325,300	399,600	522,000
	17	262,200	291,300	326,900	401,100	524,200
	18	263,600	292,900	328,500	402,400	526,600
	19	265,000	294,700	330,100	403,700	528,900
	20	266,400	296,500	331,700	405,000	531,200
	21	267,900	298,100	333,100	406,300	533,400
	22	268,700	299,700	335,300	408,300	535,500
	23	269,500	301,300	337,300	410,100	537,500
	24	270,300	302,900	339,500	411,900	539,500
	25	271,100	304,300	341,600	413,800	541,500
	26	272,400	305,800	344,000	415,600	543,200
	27	273,700	307,300	346,400	417,400	545,000
	28	275,000	308,600	348,800	419,100	546,800
	29	276,200	309,900	351,200	420,800	548,400
	30	277,600	311,300	353,600	422,800	549,600

	31	279, 000	312, 700	356, 000	424, 800	550, 800
	32	280, 400	314, 100	358, 200	426, 900	552, 000
	33	281, 900	315, 600	360, 500	429, 000	553, 000
	34	283, 300	317, 000	362, 900	431, 100	554, 200
	35	284, 700	318, 400	365, 300	433, 200	555, 400
	36	286, 100	319, 800	367, 800	435, 400	556, 600
	37	287, 300	321, 200	370, 300	437, 600	557, 700
	38	288, 400	323, 000	372, 100	439, 800	558, 800
	39	289, 500	324, 800	373, 900	442, 100	559, 900
	40	290, 600	326, 600	375, 600	444, 200	561, 000
	41	291, 600	328, 400	377, 200	446, 300	561, 900
	42	292, 600	330, 600	378, 700	448, 500	562, 900
	43	293, 600	332, 800	380, 200	450, 700	563, 900
	44	294, 600	335, 000	381, 700	452, 900	565, 000
	45	295, 500	337, 100	383, 200	454, 900	566, 000
	46	296, 800	339, 300	384, 800	457, 500	566, 900
	47	298, 100	341, 500	386, 400	460, 000	567, 800
	48	299, 400	343, 600	388, 000	462, 500	568, 700
	49	300, 700	345, 700	389, 600	464, 900	569, 700
	50	301, 600	347, 700	391, 100	467, 400	
	51	302, 500	349, 700	392, 600	469, 900	
	52	303, 400	351, 700	394, 100	472, 400	
	53	304, 100	353, 500	395, 600	474, 800	
	54	305, 000	355, 500	397, 200	477, 200	
	55	305, 900	357, 500	398, 700	479, 600	
	56	306, 800	359, 500	400, 300	482, 000	
	57	307, 700	361, 500	401, 900	484, 400	
	58	308, 600	363, 000	403, 400	486, 600	
	59	309, 500	364, 500	404, 900	488, 800	
	60	310, 400	366, 000	406, 400	490, 900	
	61	311, 200	367, 300	407, 900	492, 900	
	62	311, 800	368, 700	409, 400	494, 600	
	63	312, 400	370, 100	410, 900	496, 300	
	64	313, 000	371, 500	412, 400	498, 000	
	65	313, 500	372, 800	414, 000	499, 700	

	66	314, 000	374, 300	415, 800	501, 200	
	67	314, 500	375, 800	417, 600	502, 800	
	68	315, 000	377, 300	419, 400	504, 200	
	69	315, 600	378, 800	421, 200	505, 300	
	70	316, 200	380, 300	422, 800	506, 800	
	71	316, 800	381, 800	424, 400	508, 300	
	72	317, 400	383, 300	426, 000	509, 800	
	73	317, 800	384, 800	427, 500	511, 000	
	74	318, 500	386, 400	429, 000	512, 500	
	75	319, 200	388, 000	430, 500	514, 100	
	76	319, 900	389, 600	432, 000	515, 400	
	77	320, 600	391, 000	433, 500	516, 700	
	78	321, 300	392, 400	435, 000	518, 100	
	79	322, 000	393, 800	436, 400	519, 400	
	80	322, 700	395, 200	437, 900	520, 700	
	81	323, 400	396, 500	439, 500	522, 100	
	82	324, 200	398, 200	441, 000	523, 100	
	83	325, 000	399, 900	442, 400	524, 100	
	84	325, 800	401, 600	443, 900	525, 100	
	85	326, 700	403, 200	445, 400	526, 100	
	86	327, 500	404, 900	446, 500	527, 200	
	87	328, 400	406, 700	447, 600	528, 200	
	88	329, 200	408, 500	448, 700	529, 300	
	89	330, 100	410, 000	449, 600	530, 200	
	90	330, 800	411, 600	450, 700	531, 100	
	91	331, 500	413, 200	451, 800	532, 200	
	92	332, 200	414, 900	452, 900	533, 300	
	93	332, 900	416, 400	453, 800	534, 200	
	94	333, 500	418, 100	454, 700	535, 100	
	95	334, 100	419, 900	455, 600	535, 800	
	96	334, 700	421, 500	456, 500	536, 500	
	97	335, 300	423, 100	457, 300	537, 200	
	98	336, 100	424, 000	458, 100	537, 900	
	99	336, 900	424, 900	458, 900	538, 700	
	100	337, 700	425, 800	459, 400	539, 500	

	101	338,300	426,600	459,800	540,100	
	102	339,000	427,400	460,400	540,900	
	103	339,700	428,200	461,000	541,600	
	104	340,400	429,000	461,600	542,300	
	105	341,000	429,600	462,000	542,800	
	106	341,600	430,100		543,500	
	107	342,100	430,800		544,200	
	108	342,700	431,400		544,900	
	109	343,200	432,000		545,500	
	110		432,700		546,100	
	111		433,400		546,800	
	112		434,000		547,500	
	113		434,800		548,200	
	114		435,400		548,800	
	115		436,000		549,400	
	116		436,600		550,000	
	117		437,200		550,500	
	118		437,900		551,100	
	119		438,500		551,600	
	120		439,200		552,100	
	121		439,600		552,700	
	122				553,300	
	123				553,900	
	124				554,500	
	125				554,900	
	126				555,900	
	127				556,900	
	128				557,900	
	129				558,900	
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		256,100	310,000	332,400	416,700	

備考

第5条第2項、第10条及び第11条に基づき、短時間勤務職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員の給料月額は、当該職員の労働時間に応じた額とする。

別表第3（第5条関係） 一般職給料表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	197,600	220,500	248,200	285,000	306,200	326,900
	2	198,700	222,600	250,000	287,000	308,300	329,600
	3	199,800	224,700	251,800	289,000	310,400	332,300
	4	200,900	226,700	253,500	291,000	312,500	335,000
	5	202,200	228,700	255,200	292,900	314,400	337,600
	6	203,600	230,800	256,900	294,800	316,500	340,300
	7	204,900	232,900	258,600	296,700	318,600	343,100
	8	206,200	235,000	260,400	298,500	320,800	345,900
	9	207,300	236,900	262,200	300,400	323,000	348,600
	10	208,600	238,600	263,400	302,100	324,700	351,400
	11	209,900	239,900	264,700	303,700	326,400	354,200
	12	211,200	241,200	266,000	305,200	328,100	357,000
	13	212,700	242,500	267,300	306,700	329,600	359,800
	14	214,600	243,700	268,600	308,400	331,000	362,600
	15	216,600	244,900	269,900	309,900	332,500	365,300
	16	218,600	246,100	271,200	311,400	334,000	368,000
	17	220,500	247,300	272,600	312,900	335,400	370,700
	18	222,600	248,800	274,200	314,400	337,100	373,500
	19	224,700	250,300	275,600	315,900	338,800	376,200
	20	226,700	251,800	277,200	317,400	340,600	378,900
	21	228,700	253,200	278,700	319,000	342,300	381,600
	22	230,800	254,500	280,500	320,700	344,100	384,100
	23	232,900	255,700	282,300	322,400	345,900	386,600
	24	235,000	256,900	284,100	324,100	347,700	389,100
	25	236,900	258,000	285,800	325,800	349,500	391,400

26	238,600	258,900	287,500	327,400	351,400	393,700
27	239,900	259,800	289,200	329,200	353,400	396,000
28	241,200	260,600	290,900	331,000	355,300	398,200
29	242,500	261,400	292,700	332,600	357,200	400,300
30	243,700	262,400	294,300	334,200	359,000	402,500
31	244,900	263,400	295,900	335,800	360,800	404,600
32	246,100	264,400	297,500	337,400	362,600	406,700
33	247,300	265,400	298,900	339,000	364,300	408,900
34	247,700	266,800	300,400	340,700	366,000	411,400
35	248,100	268,200	301,900	342,400	367,700	413,800
36	248,500	269,600	303,500	344,100	369,300	416,100
37	249,000	271,000	305,000	345,800	370,700	418,200
38	249,300	272,500	306,400	347,500	372,200	420,200
39	249,600	274,100	307,800	349,200	373,700	422,200
40	249,900	275,600	309,200	350,900	375,200	424,200
41	250,200	277,100	310,600	352,400	376,700	426,200
42	250,700	278,400	312,100	354,100	378,400	428,300
43	251,200	279,700	313,400	355,700	380,100	430,300
44	251,700	281,000	314,900	357,300	381,800	432,200
45	252,000	282,300	316,300	359,000	383,600	433,800
46	252,400	283,800	317,900	360,500	385,200	435,700
47	252,800	285,300	319,400	362,100	386,600	437,700
48	253,200	286,800	321,000	363,600	388,100	439,600
49	253,500	288,100	322,500	365,100	389,600	441,400
50	253,900	289,600	324,100	366,400	391,200	443,100
51	254,400	291,100	325,800	367,600	392,700	444,800
52	254,800	292,600	327,400	368,800	394,200	446,500
53	255,200	294,100	329,000	370,000	395,800	448,200
54	255,600	295,600	330,500	371,100	397,200	449,100

55	256, 000	297, 100	332, 100	372, 000	398, 600	450, 000
56	256, 300	298, 600	333, 700	373, 100	399, 900	450, 800
57	256, 600	300, 200	335, 400	374, 100	401, 100	451, 500
58	257, 100	301, 500	337, 100	375, 300	402, 100	452, 400
59	257, 600	302, 800	338, 700	376, 400	403, 100	453, 200
60	258, 200	304, 100	340, 300	377, 500	404, 100	454, 100
61	258, 700	305, 200	341, 800	378, 600	405, 000	454, 800
62	259, 200	306, 400	343, 300	379, 400	405, 900	455, 500
63	259, 800	307, 600	344, 800	380, 100	406, 800	456, 200
64	260, 400	308, 900	346, 300	380, 800	407, 700	456, 900
65	261, 000	310, 100	347, 800	381, 500	408, 400	457, 600
66	261, 500	311, 500	348, 800	382, 100	409, 000	458, 400
67	262, 000	312, 900	349, 800	382, 700	409, 700	459, 200
68	262, 500	314, 300	350, 800	383, 300	410, 400	460, 000
69	263, 000	315, 700	351, 900	383, 800	411, 000	460, 600
70	263, 500	316, 900	352, 800	384, 400	411, 500	461, 000
71	264, 000	318, 100	353, 700	384, 900	412, 200	461, 500
72	264, 500	319, 400	354, 600	385, 400	412, 800	462, 000
73	265, 100	320, 500	355, 300	385, 900	413, 400	462, 600
74	265, 500	321, 600	356, 100	386, 400	414, 000	463, 100
75	265, 900	322, 800	356, 900	386, 900	414, 700	463, 600
76	266, 300	323, 800	357, 700	387, 400	415, 300	463, 900
77	266, 700	324, 700	358, 400	387, 900	415, 900	464, 200
78	267, 100	325, 800	359, 000	388, 400	416, 500	464, 600
79	267, 400	326, 900	359, 600	388, 900	417, 200	465, 100
80	267, 700	327, 900	360, 100	389, 400	417, 800	465, 500
81	268, 000	328, 900	360, 700	389, 900	418, 400	465, 900
82	268, 300	329, 800	361, 200	390, 400	419, 100	466, 300
83	268, 800	330, 700	361, 700	390, 900	419, 500	466, 800

84	269, 200	331, 500	362, 200	391, 300	420, 000	467, 300
85	269, 600	332, 300	362, 700	391, 700	420, 500	467, 700
86	270, 100	333, 000	363, 100	392, 100	421, 100	468, 100
87	270, 600	333, 700	363, 400	392, 500	421, 700	468, 500
88	271, 100	334, 300	363, 700	392, 900	422, 300	468, 900
89	271, 500	335, 000	364, 000	393, 200	422, 800	469, 300
90	272, 000	335, 700	364, 300	393, 600	423, 400	469, 700
91	272, 500	336, 300	364, 600	394, 000	423, 900	470, 100
92	273, 000	336, 800	364, 900	394, 300	424, 300	470, 500
93	273, 400	337, 400	365, 200	394, 600	424, 700	470, 800
94		337, 900	365, 500	395, 000	425, 200	471, 200
95		338, 400	365, 800	395, 400	425, 600	471, 600
96		338, 900	366, 100	395, 700	426, 000	472, 000
97		339, 300	366, 400	396, 000	426, 400	472, 800
98		339, 700	366, 600	396, 400	426, 800	473, 600
99		340, 200	366, 900	396, 800	427, 100	474, 400
100		340, 600	367, 200	397, 100	427, 500	475, 200
101		341, 100	367, 400	397, 400	427, 800	476, 100
102			367, 700	397, 800	428, 200	
103			368, 000	398, 100	428, 500	
104			368, 200	398, 400	428, 800	
105			368, 400	398, 700	429, 100	
106			368, 700	399, 000	429, 500	
107			369, 000	399, 300	429, 800	
108			369, 200	399, 600	430, 100	
109			369, 400	399, 800	430, 300	
110			369, 700	400, 100	430, 700	
111			369, 900	400, 400	431, 000	
112			370, 100	400, 600	431, 300	

	113		370, 300	400, 800	431, 500	
	114		370, 600	401, 000	431, 900	
	115		370, 800	401, 200	432, 200	
	116		371, 000	401, 400	432, 500	
	117		371, 200	401, 600	432, 700	
	118		371, 400	401, 800	433, 100	
	119		371, 600	402, 000	433, 400	
	120		371, 800	402, 200	433, 600	
	121		372, 000	402, 400	433, 800	
	122		372, 200			
	123		372, 400			
	124		372, 600			
	125		372, 800			
	126		373, 000			
	127		373, 200			
	128		373, 300			
	129		373, 400			
	130		373, 600			
	131		373, 800			
	132		373, 900			
	133		374, 000			
	134		374, 200			
	135		374, 400			
	136		374, 500			
	137		374, 600			
	138		375, 500			
	139		376, 400			
	140		377, 300			

	141			378,200			
	142			379,100			
	143			380,000			
	144			380,900			
	145			381,800			
	146			382,700			
	147			383,600			
	148			384,500			
	149			385,400			
	150			386,300			
	151			387,200			
	152			388,100			
	153			389,000			
	154			389,900			
	155			390,800			
	156			391,700			
	157			392,600			
	158			393,500			
	159			394,400			
	160			395,300			
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		196,700	219,500	267,800	302,000	320,400 (343,800) (397,800)	378,600

備考

- この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として理事長が定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として理事長が定めるものに適用することができる。
- 第5条第2項、第10条第9項及び同条第11項に基づき、短時間勤務職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員の給料月額は、当該職員の労働時間に応

じた額とする。